

大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の検討会の
公開の取扱いについて

令和3年8月26日
大学等における研究設備・機器の
共用化のためのガイドライン等の検討会

大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の検討会の公開の取扱いについて以下のように定める。

1. 検討会の公開について

本検討会については、検討の円滑な実施に影響が生じるものとして本検討会において非公開とすることが適当と認める場合を除き、原則として公開するものとする。

2. 資料の公開について

検討会資料については、検討の円滑な実施に影響が生じるものとして本検討会において非公開とすることが適当であると認める資料を除き、原則として公開とするものとする。

3. 議事要旨の公開について

本検討会の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

4. 会議の傍聴について

- (1) 検討会を傍聴しようとする者は、個人又は団体（報道関係機関を含む。）を問わず、あらかじめ、文部科学省科学技術・学術政策局研究開発基盤課の登録を受けることとする。
- (2) (1)の登録を受けた者（以下「登録傍聴者」という。）の数が、座席数を上回る場合には、先着順とする。
- (3) 報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とする。
- (4) 登録傍聴者は、原則として、検討会の開始後に入場し、又は検討会を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。（なお、報道関係機関については、5.に従うものとする。）
- (5) 登録傍聴者は、検討会の進行を妨げる行為をしてはならない。
- (6) 上記(1)から(5)に違反する者に対し、座長は、退席を命ずることができる。

5. 報道関係機関による検討会の取材について

- (1) 報道関係機関による検討会の取材に際しては、検討会の進行の妨げとならないよう、座長又は事務局の指示に従うものとする。
- (2) スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影は事務局の指定する位置から行うものとする。
- (3) 撮影用照明器具の使用は原則として検討会冒頭のみとする。
- (4) 上記(1)から(3)に違反する者に対し、座長は退席を命ずることができる。